

2. 賃金に関する基準

2-1. 最低賃金

Q：どうなる？こんなトラブル！

日給制なのですが、所定労働時間で割ると、最低賃金を下回っています。これは許されるのですか？

A：これがルール！

時間あたりの額が最低賃金を下回っていることは許されず、差額の支払いを求めることができるほか、使用者には罰則も定められています。

■最低賃金とは？

ごく一部の例外的なケース（労働基準監督署長の許可を得た場合）を除けば、どのような雇われ方であっても、時間あたりの賃金額を、最低賃金法に基づき定められた基準より低くすることはできません。これは、契約社員、パート、アルバイトなどの雇用形態にかかわらず同じです。

最低賃金の基準は都道府県ごとに定められており、実際に働いている事業所のある都道府県の基準が適用されます。

最低賃金には、一律に適用される最低賃金額のほか、産業の種類によっては、これよりも高い基準が定められていることがあります。例えば、東京都の場合、次ページのように定められています。

最低賃金に満たない額しか支払われていなかったときは、その差額を請求できます。また、最低賃金を下回る賃金で労働をさせると、その雇い主は処罰されます。

■最低賃金の計算

最低賃金に達しているかどうかは、支払われた時間あたりの賃金額と比較して判断します。

時給制であればその時給ですが、日給制や月給制の場合は、その日やその月の所定労働時間（働くとされている労働時間）で割って計算します。出来高制の部分は、実際の労働時間で割って計算します。

ただし、この計算にあたっては、

- ① 祝い金や見舞金など臨時に支払われた賃金

- ② 賞与などの1か月を超えた期間ごとに払われる賃金
- ③ 所定外・時間外・休日や深夜の労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当は含めません

最低賃金には、都内の全産業に適用される「東京都最低賃金」と、特定の産業に適用される「産業別最低賃金」があります。

最低賃金の名称		時間額	効力発生日
地域別	東京都最低賃金	1,113円	令和5年10月1日 (令和4年の額から 41円引き上げ)
特定 (産業別) 最低賃金	鉄鋼業	現在、左記の特定(産業別)最低賃金は、全て地域別最低賃金を下回っているため、全ての業種について、東京都最低賃金「1,113円」が適用されます。	
	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業		
	業務用機械器具、 電気機械器具、 情報通信機械器具、 時計・同部分品、 眼鏡製造業		
	自動車・同附属品製造業、 船舶製造・修理業、 舶用機関製造業、 航空機・同附属品製造業		

(令和5年10月1日現在)

★最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入されません。

- ① 祝い金や見舞金など臨時に支払われた賃金、
- ② 賞与などの1か月を超えた期間ごとに払われる賃金、
- ③ 所定外・時間外・休日や深夜の労働に対する割増賃金、
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

★最低賃金は毎年改定されますので、詳しくは東京労働局労働基準部賃金課(03-3512-1614)、または最寄りの労働基準監督署(巻末 困ったときの相談窓口)までお問合せください。

職場が東京都以外の道府県の場合には、各道府県の最低賃金が適用されます。

令和5年度地域別最低賃金は厚生労働省のホームページで確認して下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.html